

北海道告示第10239号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年7月17日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成30年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイイチ東旭川店

旭川市東旭川北1条1丁目25番地1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイイチ 代表取締役 鈴木 達雄

帯広市西20条南1丁目14番地47

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社ダイイチ	代表取締役 鈴木 達雄	帯広市西20条南1丁目14番地47	
株式会社カネモ	代表取締役社長 辻 伸悦	旭川市流通団地1条3丁目14番3	ア
株式会社北海道サンジェルマン	代表取締役 田中 宏明	札幌市西区発寒8条11丁目2-43	
株式会社ロバ菓子司	代表取締役 水道 美貴子	旭川市常盤町1丁目	
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社ダイイチ	代表取締役 鈴木 達雄	帯広市西20条南1丁目14番地47	
株式会社北海道サンジェルマン	代表取締役 田中 宏明	札幌市西区発寒8条11丁目2-43	
株式会社ロバ菓子司	代表取締役 水道 美貴子	旭川市常盤町1丁目	
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	イ

(4) 変更年月日

上記(3)ア 平成26年12月12日

上記(3)イ 平成26年8月7日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 退店のため

上記(3)イ 代表者変更のため

2 届出年月日

平成30年3月6日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成30年3月16日（金）から同年7月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで